

海外労働事情

イギリス

政府、移民数量制限へ方針転換―制度改正に向けたコンサルテーションを開始

政府は六月、EU域外から流入する移民労働者の数量制限の導入に向けて、採用する手法など具体的な方針を示した。専門技術者などの受入数を政府が自由に調整できる仕組みを設けるとともに、資格要件の引き上げや雇用先企業により大きな責任を課す見込みだ。また、来年四月からの本格導入に先だつて入国申請が集中することへの懸念から、暫定措置として、資格要件の引き上げなどを七月から実



施する。

専門技術者を制限、国内労働者を育成

移民の削減は、保守党によって連立政権の政策協定に盛り込まれた政策方針のひとつだ。保守党はかねてから移民の数量制限を主張しており、五月の総選挙では、年間の移民の純増分を現在の数十万人(図1)から数万人に削減することを公約に掲げていた(1)。前労働党政権下で移民が急速に増加したことに対して、国内では、イギリス人の雇用を奪っているとの批判や、医療・福祉や教育などの公共サービスへの負担となつており、これを緩和するねらいがあるとみられる。

内務相は六月二八日、EU域外からの移民労働者に対する数量制限を柱とする制度改正に向けて、企業をはじめとする関係者からの意見を募るコンサルテーションを開始、これに合わせて公表された文書(2)の中で、具体的な手法等の方針をはじめて示した。基本的には現行のポイント制(3)を踏襲しつつ、

- ・第一階層(高度専門技術者など)について、ポイント制の基準により規定のポイント

図1 出身地域別移民の純流入出数(流入-流出)(単位:千人)



注: "International Passengers Survey"のデータによる。各年とも、9月までの12カ月間の累計。
資料出所: "Migration Statistics Quarterly Report No 5: May 2010", Office for National Statistics

・第二階層(専門技術者など)については、四半期ごとの入国数の上限を設けて、これに達するまで申請順に審査を行う。この階層に含まれる国境を越えた企業内異動(「intra-company transfer」)についても、例えば一年未満の滞在は除外するなどの例外を設けて適用対象とする(数量規制は貿易協定違反となる可能性が高いため)(4)。さらに、要求する英語能力も引き上げる。

・第三階層(専門技術者など)については、四半期ごとの入国数の上限を設けて、これに達するまで申請順に審査を行う。この階層に含まれる国境を越えた企業内異動(「intra-company transfer」)についても、例えば一年未満の滞在は除外するなどの例外を設けて適用対象とする(数量規制は貿易協定違反となる可能性が高いため)(5)。さらに、要求する英語能力も引き上げる。

・第四階層(専門技術者など)については、四半期ごとの入国数の上限を設けて、これに達するまで申請順に審査を行う。この階層に含まれる国境を越えた企業内異動(「intra-company transfer」)についても、例えば一年未満の滞在は除外するなどの例外を設けて適用対象とする(数量規制は貿易協定違反となる可能性が高いため)(6)。

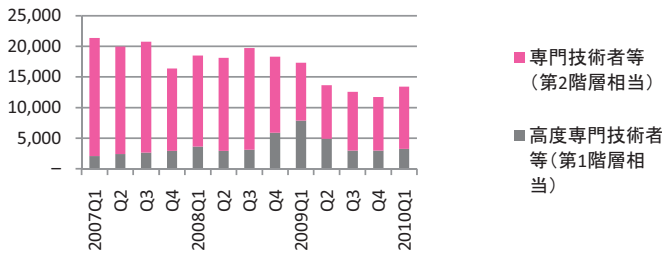
は、現行の労働市場テスト(ジョブセンタープラスを通じて四週間の求人材が確保できなかったことを証明)と、不足職種リスト(労働市場テストが免除される)を併用し、国内で人手不足と認められた職種についてのみ受け入れを認め、かつその際には労働市場テストを義務付ける。

- ・第一・第二階層による入国者の家族の入国についても、数量制限の算定対象とする。
- ・さらに、企業の外国人専門技術者に対する需要を国内労働者に振り向けるため、能力開発に注力し、併せて給付依存者や非労働力人口の削減を行う必要性を主張。このための訓練の実施に、企業の参加を求めている。

コンサルテーションと並行して、内務相は諮問機関である移民提言委員会(Migration Advisory Committee)に対し、数量制限の設定に関する諮問を行った。九月の答申を踏まえて、政府案をまとめる予定だ。

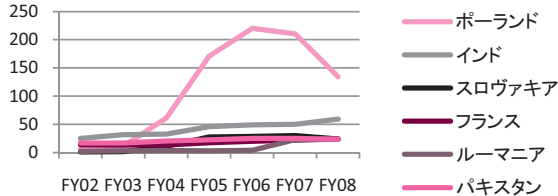
なお、来年の制度導入に先立って入国申請の急増を防止するため、暫定措置としてこの七月から、第一階層のポイント要件の引き上げ(九五ポイントから一〇〇ポイントへ)と、第二階層のスポンサーに対する受け入れ制限(来年三月末までで二三〇〇人分を削減)が実施される(6)。

図2 高度専門技術者・専門技術者向けビザ発行数 (単位:千件)



注: ポイント制導入前の制度における各階層相当のビザ発行数を含む。なお、2008～2009年データは速報(修正)値、2010年データは速報値。
資料出所: "Control of Immigration: Quarterly Statistical Summary, United Kingdom January - March 2010", HomeOffice

図3 国籍別国民保険加入者数 (単位:千人)



資料出所: "National Insurance Number Allocations to Adult Overseas Nationals entering the UK-Summary Tables-latest quarterly data to December 2009", Department for Work and Pensions

実効性には疑問も

しかし、新政府のこうした施策に先立って、近年、域外からの移民労働者数は減少しており、これには景気低迷が影響しているとみられる。内務省資料によれば、〇九年の第一・第二階層相当の申請者に対するビザ発行数は五万五二七五件、第二階層相当のビザ発行数のここ数年の減少に対して、第一階層相当分(〇九年で一七八七五件)は微増に留まる(図2)。また、第一～第五階層全体で発行されたビザのうち、もつとも多いのは就学ビザ(第四階層)で、近年急速に増加しており、〇九年

には三二万一一五五件と全体の七割近くを占める。保守党の掲げる移民全体の純流入数の数万人規模への削減には、こうした留学生に対する入国制限が不可避とみられるが、教育関連の移民については今後別途方針案が示される予定で、今回のコンサルテーションからは除外されている。さらに、近年の移民労働者の増加には、二〇〇四年以降の新規EU加盟国である旧東欧からの労働者が占める比率が高い。移民労働者の流出入に関する国籍別のデータは公表されていないが、国内の一定額以上の稼得

者に加入が義務付けられる国民保険(National Insurance)の〇八年度の国籍別の加入状況に関するデータからは、ポーランドからの労働者の急増と〇七年以降の急速な減少がうかがえる(図3)。二〇〇四年の新規加盟国に対して、イギリスが当初から流入規制を実施しなかった(雇い入れ先・期間に関する登録制のみ)ことが大きな原因だ。これらの加盟国からの労働者に対しては、EUの定める域内の人々の移動の自由の原則に反するため困難である。なお、域外からの移民の加入者ではインド、パキスタン人が多く、今回導入が検討されている数量規制の影響を特に被るとみられる。

政府方針の公表を受けて、イギリス産業連盟(CBI)やイギリス商工会議所(BCC)など主要な経営者団体は、人材需要とのバランスを考慮する必要があるとの留保を置きつつ、移民の数量制限自体は基本的に受け入れる姿勢を見せている。一方、例えば小企業連盟(FSB)は、数量規制による人材不足に加えて、移民労働者の医療保険支払いによる負担増に強い懸念を表明している。また求人雇用連盟(REC)は、移民労働者に依存しているホスピタリティ産業や建設業、介護業などで、人材不足が成長を阻害する可能性を危惧している。さらに公的

- 医療部門も、現在直面している人材不足に拍車がかかり、サービスの提供が危うくなるなどの危機感を募らせているという。CIPDは、景気回復が未だ不確かな中、生き残りをかけて有能な人材を調達する企業の取り組みを困難にするとして、企業からの意見を幅広く聴取するよう連立政権に求めている。
- 連立の一翼を担う自由民主党は、総選挙の時点はこれに反対していたが、連立政策協定を巡る交渉で合意した。ただし、政策協定は数量に関する言及は避けている。
- "Limits on Non-EU Economic Migration - A Consultation", UK Border Agency.
- EU域外からの移民については、前政権が〇八年以降、ポイント制と呼ばれる制度を段階的に導入している。同制度は、年齢や教育・職業資格などの要件に応じたポイントの加算により、受け入れの適否を決めるもの。
- ニュージールランドの制度を参考にしており、同制度は、外国人専門技術者に対する永住権の付与を前提としたもので、申請希望者のうち規定ポイント以上の者の待機リストを作成、二週間ごとに一定ポイント以上の者に申請を促す。
- 〇九年の第二階層による入国者全体のうち、企業内異動は六割を占める。またコンサルテーション文書によれば、〇八年の第二階層導入以降、企業内異動による入国者の約四分の一が二カ月未満の申請。
- 現地報道によれば、内務省はこれらの措置によって、第一・第二階層による入国者を三月末までの九カ月間で二万四一〇〇人に抑制

【参考資料】
UK Boarder Agency, Home Office, Department for Work and Pensions, Office for National Statistics, CIPD, CBI, BCC, REC, BBC, Personnel Today 各ウェブサイトを参照

(国際研究部)

アメリカ

6月の失業率—改善の一方で労働力は低下

アメリカ労働統計局は七月二日、六月の雇用統計を発表した。失業率は前月から〇・二ポイント改善して、九・五%となった。民間部門の就業者数は前月比で八万三〇〇〇人増となる一方で、非農業部門全体の就業者数は一二万五〇〇〇人減となった。

就業者数の減少と失業率の低下

労働統計局はその原因に国勢調査の実施で臨時に雇用していた二二万五〇〇〇人の雇用期間が終了したことを反映しているとする。また、就業者数が減少したにもかかわらず失業率が低下した原因として、労働力が前月から〇・三ポイント低下して六四・七%となったことをあげている。労働力が低下した理由として、求職活動をやめた労働者の数が増えたことがある。



政府は州政府に対する予算措置の拡大という形をとった。

失業対策予算期限の延長

一三・六%と全米で最も失業率が高いミシガン州は、四一・五〇〇人の失業者がおり、一人あたり週三〇〇ドルの失業手当を支給している。このうち、八万七〇〇〇人が長期失業の状態にあり、失業手当給付、職業訓練と合わせて週あたり七〇〇〇万ドルの予算がつきこまれている。

アメリカでは四週間の調査対象期間中に求職活動を行った者を失業者としており、この数が減少したことで失業率が低下したとみている。

長引く長期失業

アメリカでは連続して二七週間以上失業状態にあると、長期失業として分類しているが、その人数は前月と変わらず六八〇万人だった。この数は全失業者のうち約四五・五%とおよ半数を占めている。二七週を超え長期失業者に対しては、失業給付が打ち切られることになっている。しかし、〇九年二月の経済回復・再投資法によって失業保険給付の延長と失業者への教育訓練給付が約束された。失業保険給付と教育訓練は州政府が主体となって行うため、連邦

(国際研究部 山崎 憲)

ドイツ

介護期間中の時短と賃金、復帰後に調整—連邦家族省の新たな両立支援策

連邦家族・高齢者・女性・青少年省は五月二〇日、新しい仕事と介護の両立支援策「家族介護期間 (Familienpflegezeit)」を発表した。家族の介護期間中に、労働者は労働時間を最大五〇%カットして働くことができ、その間の賃金水準のカットは最大でも従前の二五%にとどめ、フルタイム就業復帰後に労働者が従前賃金を下げる方法で対処する。介護休暇中は無給という従来の状態を改め、経営者にもコストを追加負担させない。この新たな支援策によって、仕事と介護を両立させる労働者を増やすのが狙いだ。政府は来年半ばまでに法律を施行する意向でいる。

介護期間中の時短と賃金、後で調整

ドイツには現在、約二二五万人の介護保険受給者がいる。そのうち一五〇万人以上が自宅で介護されている。連邦家族省が委託したアレックスパツハ世論調査研究所のアンケート調査によると、働く人の六五%は「可能

な限り自分で家族の介護をした」と考えている。しかし、七九%が「仕事と介護をうまく両立させることは不可能だ」と回答している。現行制度(1)は、介護のための休職期間を最大半年間とし、その間は無給としている。そのために、多くの労働者は休職期間中の経済的不利益を懸念している。

新たな支援策では、家族を介護する労働者は最長二年間、労働時間を最大五〇%まで短縮することを可能とし、その間の賃金を最低でも従前水準の七五%と決めている。そのため介護期間中に、労働者は最大二五%の賃金の負債を経営者に負うことになる。フルタイム就業に戻ったのち、この差額がゼロになるまで賃金水準は最低でも七五%に据え置く。この仕組みだと、通算して最長四年間、賃金水準の低下が続く。

労働者は他の方法を選択できる可能性もある。「労働時間口座」を活用する方法だ。ドイツでは労働時間貯蓄制度による労働時間口座が普及している。労働時間の柔軟化政策の一環として導入されたもので、積み立てた労働時間を休暇などで清算する仕組みだ。この口座を使って、労働時間の貯蓄残高と介護期の短縮分とを相殺すれば、従前水準の賃金を受け取ることができ

ただし、この方法には難点がある。

多くの企業は一年以内に労働時間残高を清算する「短期口座」を導入しており、複数年にわたる「長期口座」がある企業はまだ少数派だからだ(2)。

とはいえ、新たな支援策では、労働者は従来のように、介護期間中の無収入に耐える必要はない。使用者は賃金コストを追加負担しなくても済む。しかも、ファミリーフレンドリー政策の視点から、優秀な労働者の確保にも有利に働く。

この仕組みは賃金の前払いを企業に強いる。負担はとくに中小企業に重くのしかかる。そのため対策として、政府は従業員二五〇人以下の企業を対象に前払い賃金について無利子の銀行融資プログラムを計画している。当面は、復興金融公庫(KfW)(3)が融資する予定だ。さらに、この仕組みを活用し



た労働者の年金請求権もフルタイムで就業継続した場合とほぼ同水準であるように設計している。

リスク回避のための保険も

連邦家族省が発表した支援策は、幅広く支持を得ている。例えば公共医療サービス専門家委員会の座長を務めるヴィレ教授 (Professor Dr. Eberhard Wille) は「労働者の就業継続を目的とする今回の介護両立支援策は、少子高齢化の現代社会にとって正しい方向であり、家族介護者が就業している間の空白を埋める訪問サービス介護は今後ますます重要性が増すだろう」と語る。

経済コンサルタントのリューリップ教授 (Professor Bert Rittun) は「仕事と介護の両立のためには、柔軟な労働時間の活用が重要な鍵となる」と話す。同教授はリスク回避の保険を考案した。新たな支援策は、労働者が賃金の一部を前借りし、後日に返済する方法ともいえる。病气などでフルタイム復帰が困難になり、前借賃金の返済が不可能になるケースも想定される。そのリスクを回避するために、同教授が考えたのは、介護期間に入る労働者が月額一〇ユーロの低額保険料で特別保険に加入する、という方法だ。

シュレーダー家族大臣 (Kristina Schröder) は記者

会見で「多くの人は、家族のために自宅で介護をしているが、特にフルタイムで働く人はすぐに限界に達してしまう。働く人が家族に対する責任を果たそうとするのを支援するのが今回の目的だ」と説明し、今後、法案づくりを急ぎ、来年半ばまでに法律を施行したいとの意向を示した。

【注】

1. 介護休業法 (Afgewaltgesetz)、二〇〇八年七月一日施行。
2. 労働時間貯蓄制度のうち、短期口座は残高を一年以内に清算する仕組みであり、最も普及している制度である。他方、七%の企業は長期口座を導入している。長期口座を導入している企業は全労働人口の一八%を雇用しているが、雇用されている従業員のすべてが長期口座を利用できるわけではない (Hildebrandt/Woschak, 2006)。
3. 国が八割、州政府が二割を出資する経済振興のための公営銀行。

【参考資料】
連邦家族省ホームページ、連邦政府ホームページ、海外委託調査員報告

(国際研究部)

フランス

公的年金制度改革—支給開始年齢を六二歳に引き上げへ

フランスのヴォルト労働相 (注は六月一六日、公的年金の支給開始年齢を現行の六〇歳か

ら六二歳に引き上げることを柱とする公的年金制度改革案を発表した。政府案は財政赤字を縮小し他のEU加盟国とも歩調を合わせようとするものであるが、社会党や共産党など野党および労働組合はこれに強く反発、大規模ストライキを行うなど徹底して抵抗する構えを見せている。

二〇一八年までに段階的

政府の改革案によると、年金支給が開始される法定退職年齢が二〇一八年までに段階的に引き上げられる。経済危機に伴う税収の落ち込みなどからフランスの財政赤字は国内総生産 (GDP) 比七・五%と拡大している。EU導入国の財政赤字対GDP比基準は三%未満。同相によると、この改革で二〇一八年までに約一九〇億ユーロの節



減効果があるという。退職年齢に関しては六二歳とするか六三歳とするかで調整が続いていたが、影響を最小限にとどめたいとするサルコジ大統領の判断から最終的に六二歳に落ち着いた模様だ。

野党と労働組が反発

政府案に対しては野党及び労働組合が一斉に反発、五月二十日にはCGT (仏労働総同盟)、CFDT (仏民主労働同盟) など主要労働組合の呼びかけで、フランス全土において、年金制度の改悪に反対するスト及びデモ行進が実施された。しかしながら、デモ参加者は全国で四〇万人 (警察発表) から一〇〇万人 (労働組合発表) と、一九九五年や二〇〇三年の年金改革時と比べてかなり少なかったことから、ストライキの影響は限定的との見方が強かった。その後各労働組合は、六月二四日に再び大規模な抗議活動を実施した。フランス国鉄SNCFやパリ交通公団RATP (地下鉄) では、ストライキによりダイヤが大幅に乱れ、公立学校や官公庁にも影響が及んだ。ストへの参加者は八〇万人 (警察発表)、労働組合発表一九〇万人) であった。政府はこの公的年金改革案を盛り込んだ法案を七月一三日に閣議決定し九月には国民議会 (下院) で審議を開始させたい意向である。

政府が発表した改革の一七項目は次のとおり。

「公的年金改革の一七項目」
(就労期間の延長)

1. 年金開始年齢を毎年四カ月ずつ引き上げ、一九五一年生まれは二〇一八年に六二歳から開始となるようにし、同時に年金減額終了年齢を二歳引き上げる。
2. 公務員と特別制度の受給開始年齢を次のように引き上げる。
 - (1) 現在年金受給開始年齢が六〇歳に定められているすべての公務員について、二〇一八年に六二歳に引き上げる。
 - (2) 現業公務員に関しても同様に引き上げる (現行の受給開始年齢が五〇歳の場合には五二歳、五五歳の場合には五七歳とする)。
 - (3) 特別制度の受給権開始年齢を二〇一七年から引き上げる。
3. 二〇〇三年の法律に沿って、二〇二〇年までに保険料納付期間を平均寿命に応じて延長する。
 - (1) 一九五三年と一九五四年生まれに関して四一年三カ月にする (INSEEの現在の推定では保険料納付期間は二〇二〇年に四一・五年になると見込

4. すべての被用者に均一な努力を求めるとはなく、比較的過酷な職業生活を送っている被用者が他の被用者よりも早期に退職できるように考慮する。

- (1) 一八歳前に働き始めた被用者の場合、現行措置と同じように保険料納付期間が最低期間プラス二年であることを条件として、五八歳から六〇歳の間に退職する（全体としてこの措置の対象になるのは、二〇一一年には五万人、二〇一五年には九万人と見込まれる）。
- (2) 過重労働を考慮する。
- ① 認定された職業的消耗（同じ影響をもたらす職業病または労働災害）のために二〇%以上の身体的消耗のある被用者に関しては、定年年齢六〇歳を継続する。
- ② 被用者の身体的消耗を回避するため、過重労働防止を促進する（過重労働を記録する個別健康手帳を設ける）。

〈高齢者雇用の促進〉

5. 五五歳を超える高齢求職者の採用に対して一年間雇用助成を実施する。

6. 退職前に技能継承を促進するため、高齢者と若年者間のチューター制度を強化する。

〈財源を確保し公共部門と民間部門の調和改善により制度の公平さを高める〉

7. 公的年金制度の運営に充てる財源を増やし、二〇一一年までに三七億ユーロの増収とする。

- (1) 追加収入措置を実施
- ① 所得税の最高税区分に適用される一%の税金を設ける。
- ② 動産譲渡益と不動産譲渡益に対する税金、配当金と利息に対する所得税免除定率税を一ポイント引き上げる。

- (2) ストックオプションに対する税金を引き上げる（使用者負担分を一〇%から一四%、被用者負担分を二・五%から八%に引き上げ）。
- (3) 主に退職した経営者に支給される確定給付の付加年金 (retraites chapeaux) に対する税金を引き上げる。

- ① これまでは企業が支払う年金の一〇〇%ユーロ未満は免税であったが、今後は一ユーロから課税する。
- ② 年金受給者に課せられる一四%の社会保障税を設ける。
- (4) 個人の配当に対する税額控除と企業配当に関する経費の割当分の上限設定を廃止する。

(5) 社会保障諸税と同じように、動産譲渡益には二万七〇〇〇ユーロではなく一ユーロから課税されるようにする。

(6) 負担軽減の計算は現在毎月適用されているが、使用者が当該年一年間に支払う給与と手当に適用されるよう一年一回の適用とする。

8. 公共部門制度と民間部門制度の調和の促進

公務員と特別制度での公的年金開始年齢引き上げと保険料納付期間延長の適用を補足して、次のことを実施する。

- (1) 公共部門の保険料率を一〇年かけて民間に合わせる（七・八五%から一〇・五五%へ）。
- (2) 二〇一二年以降、一五年の就労期間のある子供を三人持つ親に対する年齢制限のない早期退職措置を廃止する。ただし二〇一二年に既に三人の子がある親が一五年の就労期間経過後に退職できる可能性は継続する。

- (3) 公務員が保証最低額を受給するには、民間部門と同じ「最低保障額」獲得規則が適用される。

〈連帯制度の改善〉

9. 若年者の労働市場参入困難を考慮し、失業補償を受けて

いない失業者の補償適用を改善する。補償を受けていない失業者が連帯制度で認定を受ける四半期数を五〇%増やす（四四半期から六四半期に）。

10. 女性の公的年金を改善する。産休中に受給する休業補償手当が年金計算の基準給与に算入されるようにする。給与の不等等に関する状況診断をしない企業は処罰される。

11. 農業年金問題を解決する。

- (1) 農業最低年金の適用条件を緩和することにより、女性の農業経営者がこの制度の適用を受けやすくなる。
- (2) 納付保険料が少ない農業従事者が、単身なら少なくとも七〇九ユーロの収入を得られるようにするため、高齢者最低生活保障手当の規則を変更する。これに関して、農業従事者による高齢者最低生活保障手当の受給申請を促進するため、農地と農場はその特殊性を考慮して相続財産からの回収から除外される。

〈フランス国民による公的年金制度の理解の促進〉

12. 新しい被保険者の最初の四半期の認定時に、公的年金制度、特に年金受給権の獲得規則と受給権に及ぼし得る影響に関する情報を提供する。

13. 公的年金に関して早期に適切な選択ができるよう、四五歳を「年金個別検討ポイント」とする。

14. すべての年金制度をカバーするオンラインシステムを設ける。

〈二〇一八年に均衡を達成〉

15. 就労期間の延長と収入増加のすべての措置によって、公的年金制度は二〇一八年に均衡を回復できるであろう。

16. この期間中の累積赤字は全額社会保障債務償却金庫 (CADES) に移転される。CADESは年金準備基金 (FRR) の資産と収入を所有することになる。FRRは、CADESに代わって資産と収入の運営管理を継続する。

17. 改革を成功させ年金制度を将来的に存続させるための不可欠な指標、特に高齢者の就業率、制度の財政状態、融資保証率のフォローを担当する公的年金制度方針決定委員会を設ける。

〔注〕

Eric Woerth 労働相 (正式には「労働・連帯・公務員相 ministre du Travail, de la Solidarité et de la Fonction publique」)

〔資料出所〕

Les Echos.fr 紙 (五月二七日、二八日、六月六日、一六日、二四日) 他、海外委託調査員

(国際研究部)